

市民経済委員会委員長報告書

令和7年12月17日

市民経済委員会に付託されました議案2件、陳情1件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、陳情第27号「高額療養費制度の負担上限額引き上げの白紙撤回を求める意見書の国への提出を求める陳情書」について報告します。

本件は、国に対して「高額療養費制度の負担上限額引き上げの白紙撤回を求める意見書」の提出を求めるものです。

初めに当局より、

高額療養費については、高齢化や高額薬剤の普及等により、結果として現役世代を中心とした保険料が増加してきた背景から、セーフティネットとしての高額療養費の役割を維持しつつ、健康な方を含めた全ての世代の被保険者の保険料負担の軽減を図る観点において、国が見直しの検討を進めています。

国は、社会保障審議会医療保険部会の下に、患者団体や保険者、労使団体を代表する委員等から構成される「高額療養費制度の在り方に関する専門委員会」を令和7年5月26日に設置し、患者団体や保険者から丁寧にヒアリングを実施した上で、それらを踏まえて具体的な高額療養費制度の在り方について議論がなされています。

医療保険部会においても、専門委員会の議論を踏まえた上で、高額療養費制度を含めた全世代型社会保障の構築の推進について議論がなされているところです。

国会においても、高市首相が「患者の経済的な負担が過度にならないよう配慮しながら、一方で増大する高額療養費を負担能力に応じてどのように分かち合うか、検討を丁寧に進める」と答弁をしているところです。

また、令和7年11月14日には、全国市長会、国保保険者代表などが参加した国保制度改善強化全国大会において、「高額療養費制度については、セーフティネットとしての役割や保険制度の持続可能性等を勘案して見直しを行うとともに、その実施に当たっては、現場で混乱が生じ

ないよう、国の責任において丁寧かつ十分な対応を講じること」等の陳情書が決議されており、国に対し要望を行っております。

本市としては引き続き動向を注視してまいります。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

1 不採択の立場で討論する。

当初の政府案では10年前からの平均給与の伸び率が約9.5%から約12%であることを踏まえ、平均的な所得層の引き上げ幅を10%に設定した案であった。ベースとなる平均給与が諸物価の高騰等を加味した実質賃金にて算出していないことは客観的に明らかであり、その時点で制度上の欠陥があり、国民の実情を考慮しない非現実的な案と言わざるを得ない。

しかしながら、当初案の欠陥を政府自らが認め、低所得者、長期療養者等の生活、生命に対して配慮することが少なからず明言されている。また、負担率の階層を所得に応じて更に細分化し、より公平な制度設計に向かう可能性もあることから、セーフティネット維持のためにも、国での更なる議論、審議が必要と考えるため、白紙撤回が妥当であるとまでの判断に至らない。

2 不採択の立場で討論する。

高額療養費制度は患者や御家族を支える「命綱」であり、上限額の引き上げが生活や治療の継続に影響するという訴えは、重く受け止めている。

しかし一方で、高齢化による医療費の増加、現役世代の減少による保険料を支える者の減少、医療の高度化による1人当たりの医療費の増加という三重苦が進んでおり、医療制度そのものの維持が難しくなっている現実は切実と考える。

さらに、保険料には「応能負担の原則」があり、負担できる力に応じて一定の金額を負担する仕組みとなっている。この仕組みが十分に理解されないままであると、制度全体の議論が分かりづらくなる面もあると考える。

高額療養費の見直しは、患者の負担に十分配慮する必要がある。また、命で金額は図れないと考える。

しかし、制度を長く続けるためには、国が避けて通れない議論であり、

流山市が白紙撤回するよう求めても、医療制度全体の課題解決には繋がりにくく、むしろ国には制度を見直す議論を進めてほしいと考える。

3 採択の立場で討論する。

文言の白紙撤回は賛同できない。しかも、現在国で議論しているところである。

しかし、陳情の趣旨は、高額療養費の負担上限額を引き上げないことと理解できる。その考えには賛同できる。

がありました。

採決の結果、1対5をもって、不採択すべきものと決定しました。

次に、議案第106号「令和7年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」及び議案第107号「令和7年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の以上2件は関連があることから、一括して審査しました。

議案第106号は、人事院勧告等に基づく人件費を追加するもので、既定の歳入歳出予算総額に、それぞれ570万円を増額し、145億7,442万8千円とするものです。

議案第107号は、人事院勧告等に基づく人件費を追加するもので、既定の歳入歳出予算総額に、それぞれ500万円を増額し、33億9,424万4千円とするものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、議案第106号及び議案第107号の以上2件は、いずれも全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上